

○公共工事請負契約約款について（補正の方法）

■基本事項

（1）文字の訂正、加入、削除の方法

約款の内容の訂正、一部の条項の削除、又は条項を追加する場合は、まず、約款本文を訂正等してから、次の例により行います。その際、約款上欄の余白部分に記載した箇所に押印します。

（2）条項の訂正、加入、削除の方法

（ア）○字訂正する場合は、「○字削除○字挿入」などと約款上欄の余白部分に記載します。

（イ）○字挿入する場合は、「○字挿入」などと約款上欄の余白部分に記載します。

（ウ）○字削除する場合は、「○字削除」などと約款上欄の余白部分に記載します。

（エ）記号（句読点、括弧等）は、文字として数えます。

（オ）条、項及び号そのものを訂正、加入、削除する場合も同様に、「第○条削除」、「第○条第○項削除」などと約款上欄の余白部分に記載します。

（カ）一度訂正などをした文字は、再度訂正は行えません。

■該当条項及び補正内容

（契約の保証）

第4条

（1）金銭的保証（通常は金銭的保証です。）の場合は、本条（A）を適用し、（B）を削除（見え消し）します。

（2）役務的保証の場合は、本条（B）を適用し、（A）を削除（見え消し）します。

（3）指名通知書で契約保証金の納付を「免除」とされた場合は、本条（A）（B）両方とも削除（見え消し）します。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条

本条第1項第2号を次のとおり削除（見え消し）します。

（1）契約金額が2,500万円（建築一式は5,000万円）未満の場合

〔 〕主任技術者

〔 〕~~主任技術者~~ 監理技術者

（2）契約金額が2,500万円（建築一式は5,000万円）以上で、下請金額の合計が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合又は下請の予定がない場合

〔専任の〕主任技術者

〔 〕~~主任技術者~~ 監理技術者

（3）契約金額が2,500万円（建築一式は5,000万円）以上で、下請金額の合計が3,000万円（建築一式は4,500万円）以上の場合

〔 〕主任技術者

〔監理技術者資格者証の交付を受けた専任の〕監理技術者

（部分払）

第38条

〔部分払の回数〕

契約金額部分払することができる回数を記載します。

契約金額	部分払の回数
300万円以上 1,000万円未満	1回
1,000万円以上 5,000万円未満	2回
5,000万円以上 1億円未満	3回
1億円以上	3か月に1回を限度とする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第40条

- (1) 債務負担行為に係る契約でない場合は、本条を削除(見え消し)します。
- (2) 債務負担行為に係る契約の場合は、次の記入例に従って記載します。

[記入例(契約金額3億円の場合)]

第1項(支払限度額)

- 平成 年度 90,000,000円(←当該年度の出来高予定額の90%を記載)
平成 年度 90,000,000円(←当該年度の出来高予定額の90%を記載)
平成 年度 120,000,000円(←残金を記載)

第2項(出来高予定額)

- 平成 年度 100,000,000円(←当該年度の出来高予定額を記載)
平成 年度 100,000,000円(←当該年度の出来高予定額を記載)
平成 年度 100,000,000円(←当該年度の出来高予定額を記載)

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第41条

- (1) 債務負担行為に係る契約でない場合は、本条を削除(見え消し)します。
- (2) 契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて払う旨が設計図書に定められているときには、第3項「翌会計年度に支払うべき前払相当分(円以内)」に金額を記載します。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第42条

- (1) 債務負担行為に係る契約でない場合は、本条を削除(見え消し)します。
- (2) 債務負担行為に係る契約の場合は、各年度の部分払の回数を記載します。記載に当たっては、工事担当課の指示に従ってください。

(瑕疵担保)

第45条

- (1) 通常は、本条(B)を適用し、(A)を削除(見え消し)します。
- (2) 当該契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第87条第1項に定める住宅を新築する工事の契約の場合は、(A)を適用し、(B)を削除(見え消し)します。